

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和2年11月16日答申分

○答申の概要

| | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 九州(受)第1900334号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第2000034号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和59年5月31日から同年6月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

昭和59年5月については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和59年5月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和58年8月13日から同年9月11日まで
② 昭和59年5月31日から同年6月1日まで

請求期間①については、A社には、前職を退職後すぐに勤務したが、源泉徴収票で就職年月日を確認したところ、厚生年金保険の記録と異なっていた。

請求期間②については、昭和59年6月分の給料支払明細書が見つかり厚生年金保険料が控除されていることが分かった。

請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②について、請求者のA社に係る雇用保険被保険者記録の離職年月日が昭和59年5月31日であることから、請求者は、同日まで同事業所において勤務していたことが確認できる。

また、請求者が、退職後にB県の実家に現金書留郵便で給与と併せて送付されてきたとして提出した「59年6月分給料支払明細書」では、厚生年金保険料の控除額の記載が確認でき、A社は厚生年金保険料を翌月の給与から控除していたと考えられることから、請求者は、昭和59年5月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認される。

なお、昭和59年5月の標準報酬月額については、請求者のA社に係る健康保険・厚生年金保険適用事業所名簿の標準報酬月額(19万円)及び前述の給料支払明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(19万円)が同額であることから、19万円とすることが妥当である。

また、昭和59年5月については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者の昭和59年5月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否

かについては、請求期間②当時の事業主はすでに死亡しており、当該期間以降に事業主であった者は、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては当時の資料が保管されていない旨回答している。しかし、請求期間②については、事業主が資格喪失年月日を昭和 59 年 6 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録したとは考え難く、かつ、その推測を覆す事実は認められないことから、事業主は同年 5 月 31 日を資格喪失年月日とした厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出したものと史料される。その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 59 年 5 月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①について、請求者が提出した「昭和 58 年分給与所得の源泉徴収票」では、A社に係る就職年月日として「58・8・13」の記載が確認できるものの、請求者の同事業所に係る雇用保険被保険者記録の資格取得年月日は昭和 58 年 9 月 11 日であり、オンライン記録と一致している。

また、前述の源泉徴収票の社会保険料控除額からは、昭和 58 年 8 月の厚生年金保険料の控除は推認できない。

さらに、請求者は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料支払明細書等を所持していない上、A社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、全喪時の事業主も当時の資料を保管していないため、請求者の厚生年金保険の加入状況について確認できる資料を得ることができない。

このほか、請求期間①における請求者の厚生年金保険の加入状況について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000004 号
厚生局事案番号 : 九州 (脱) 第 2000003 号

第 1 結論

昭和 23 年 7 月から昭和 35 年 2 月までの請求期間 (昭和 23 年 7 月 1 日資格取得、同年同月 31 日資格喪失、同年 8 月 2 日資格取得、昭和 27 年 7 月 30 日資格喪失、同年 8 月 1 日資格取得、同年 10 月 5 日資格喪失、同年 11 月 10 日資格取得、昭和 35 年 3 月 1 日資格喪失) については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 23 年 7 月 1 日から昭和 35 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A 社を退職後に脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記され、請求者に係るオンライン記録によると請求期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 5 か月後の昭和 35 年 8 月 13 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

また、請求者から聴取しても脱退手当金を請求したことはなく、受給したこともないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、請求者は、会社から辞めるように言われ、女性は結婚退社でないと脱退手当金をもらえなかった旨主張しているが、昭和 29 年 5 月 1 日以降の脱退手当金の支給要件は、女子の場合、被保険者期間が 2 年以上の者が資格喪失したときとなっており、婚姻の有無に関しては支給要件に含まれておらず、そのことをもって、請求期間に係る脱退手当金を受給していないことを判断することはできない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。